

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	欧州地域外交			番号	④					
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。							
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		3年度当初予算額		4年度概算要求額		
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力に係る欧州地域外交に必要な経費		108,900			117,000	
	一般	外務本省	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費		890,267			890,683	
	一般	在外公館	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費		492,226			468,526	
	小 計				一般会計	1,491,393			1,476,209	
						<	>	の内数	<	>
					特別会計					
						<	>	の内数	<	>
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの										
	小 計				一般会計					
						<	>	の内数	<	>
					特別会計					
						<	>	の内数	<	>
合 計					一般会計	1,491,393			1,476,209	
						<	>	の内数	<	>
					特別会計					
						<	>	の内数	<	>

(千円)

施策 I - 4 欧州地域外交（モニタリング）

令和3年度事前分析表（モニタリング）

（外務省3-I-4）

施策名（※）	欧州地域外交				
施策目標	<p>平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 2 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 4 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。 5 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。 				
目標設定の考え方・根拠	<p>基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。</p> <p>インド太平洋地域における戦略環境が大きく変化しつつある中、日本とロシアが、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、地域の重要なパートナーとしてふさわしい関係を構築し、幅広い分野において日露関係全体を進展させていくことは、我が国の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要である。また、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、我が国を含む国際社会全体が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促すことは重要。</p> <p>エネルギーを含む経済的な潜在性ととも、ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日） ・ 第204回国会外交演説（令和3年1月18日） 				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,553	1,444	1,414	1,302
補正予算(b)	0	0	0	0	/
繰越し等(c)	0	0	0	0	/
合計(a+b+c)	2,553	1,444	1,414	1,414	/
執行額(百万円)	2,256	1,313	725	/	/
同（分担金・拠出金）	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	-	-	193	190
補正予算(b)	-	-	-	5,694	/
繰越し等(c)	-	-	-	0	/
合計(a+b+c)	-	-	-	5,887	/
執行額(百万円)	-	-	-	5,887	/
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	欧州局	政策評価実施予定時期	令和4年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャンネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

測定指標 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標（--年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

令和 2 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
 - (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
 - (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力をする。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回アジア欧州会合（ASEM）首脳会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携した内容
 - (1) 5 月 26 日に日 EU 首脳テレビ会議を実施した。同テレビ会議は、令和元年 12 月に EU 新指導部が就任後、初の三者による会談となった。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での実施が不可能となったためテレビ会議形式となったが、復興に向けた経済対策を含む新型コロナウイルス感染症対策を中心に意見交換を実施し、共同報道発表を発出した。また、菅総理大臣の就任後、9 月 22 日及び 10 月 6 日に日 EU 首脳電話会談を実施した。11 月 16 日に日 EU 外相電話会談を実施したほか、令和 3 年 1 月 25 日には、茂木外務大臣が EU 外務理事会に日本の外務大臣として初めて出席し（オンライン形式）、「自由で開かれたインド太平洋」についての日本のビジョンや取組を説明し、多くの加盟国外相から、インド太平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性について理解や支持が表明された。
 - (2) 新型コロナウイルスの影響で対面での開催が困難となったためオンラインでの開催が中心となったが、日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナースhip に基づく EU との協力を促進するための定期的な電話・テレビ会議を行い、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた協議を行うとともに、気候変動、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力内容

7 月の ASEM・SOM 会合への出席などを通じ、9 月に発出された「ASEM 議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論に積極的に貢献した。

令和 3 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

- (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日 EU 間の主要課題及び懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
 - (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回 ASEM 首脳会合（注：令和 2 年度から延期された）等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU との協力関係推進のための取組実績を測ることは、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するとの政策の進捗を把握する上で重要であるため。

日 EU・SPA の下での具体的協力推進等の上記目標の実施は、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境を整備する上で重要である。

測定指標 1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（--年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO 及び OSCE との関係を更に強化する。

令和 2 年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア サイバー分野における協力

イ 海洋安全保障分野における協力

(2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

(1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、具体的な日 NATO 協力の実施を追求中である。

(2) 10 月に日 NATO 高級事務レベル協議をオンライン実施し、相互の安全保障環境等に関する意見交換を実施した。12 月に NATO 外相会合に NATO 代表部大使が出席し、茂木外務大臣のステートメントを代読し、今日の東アジアの安全保障環境が一方的な現状変更の試みにより一層厳しくなっていることについて、東シナ海及び南シナ海の状況を取り上げて指摘するとともに、ルールに基づく国際秩序への挑戦が高まる中、「力ではなく法が支配する世界」の深化を共に目指すべきであり、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにとって NATO は心強いパートナーである旨発言した。

(3) 11 月に国際問題研究所と在京ノルウェー大使館が共催の「日 NATO 安全保障シンポジウム」が開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより日本は自由で開かれたインド太平洋の実現を目指しており、この外交方針の下、ポスト・コロナを見据え、ルールに基づく国際秩序を構築するために、日米欧での連携が不可欠である旨を述べるとともに、日本と NATO は、共通の価値及び戦略的利益を共有する、信頼できる必然のパートナーであり、日本は今後も NATO との関係を一層強化していく考えである旨述べた。

2 OSCE

- (1) 12月に第26回OSCE外相理事会がオンラインで開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより、近年、国境を越える脅威が増大する中、安全保障環境についての認識を欧州とアジアで共有する必要があるとあり、OSCEの信頼醸成機能が重要な役割を果たす旨述べ、東シナ海、南シナ海、北朝鮮を含む東アジアの厳しい安全保障環境等を説明するとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組について紹介した。さらに、宇都外務副大臣は、OSCE選挙監視要員派遣やOSCE国境管理スタッフカレッジへの財政支援といったOSCEに対する日本の貢献を説明した上で、本年はアジア・パートナーにとって25周年の節目であり、日本はOSCEにとり最初のアジア・パートナーとして引き続き積極的に協力する旨述べた。
- (2) 令和2年度は、OSCEが実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献した。

令和3年度目標

1 NATO

- (1) 日NATO協力の基礎となる日NATO国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日NATO協力を推進する。
 - ア サイバー分野における協力
 - イ 海洋安全保障分野における協力
- (2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCEが実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

安全保障に関連する機関との連携強化は、国際社会の平和と安定の維持に寄与することから、かかる機関との連携を強化する施策の進捗を把握する上で有用となる指標を設定した。

測定指標1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

中期目標(一年度)

欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

令和2年度目標

1 社会保障協定

- (1) 国会提出済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和2年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進めるとともに、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。

2 租税条約

国会承認済のスペインとの条約の早期発効と実質合意済のセルビアとの条約の早期署名を目指す。また、ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。

3 日・EU航空安全協定について、早期の署名及び締結に向けた作業を行う。

4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。

5 乗客予約記録(PNR)について、日EU間でPNRに関する協力の進展を図る。

6 税関相互支援協定

- (1) 政府間交渉中のベラルーシとの協定について、早期の実質合意に向けて、引き続きベラルーシ側との交渉を続けていく。
- (2) モルドバとは、令和2年度中の政府間交渉開始を目指し、必要な調整を進める。

施策の進捗状況・実績

1 社会保障協定

- (1) スウェーデン及びフィンランドとの協定について、6月に国会承認を得て、発効に向けた調整を進めた。
- (2) イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側と必要な調整を継続した。
- (3) オーストリアとは、正式交渉の早期開催に向けた調整を進めた。
- 2 租税条約（協定）
 - (1) セルビアとの条約は、令和2年度中に署名及び国会提出を完了し、スペインとの条約は発効のための外交公文の交換を済ませた。
 - (2) ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結に向けた調整を進めた。ウクライナとの条約について、既存の条約改正に向けた政府間交渉を開始した。
- 3 日 EU 航空安全協定（BASA）については、令和2年度中に署名及び国会提出を完了した。
- 4 ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを済ませ、署名日程の調整を進めた。チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた調整を進めた。
- 5 乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。
- 6 税関相互支援協定
 - (1) ベラルーシとの協定について、5月に実質合意に至った。
 - (2) モルドバとの協定について、12月に実質合意に至った。

令和3年度目標

- 1 社会保障協定
 - (1) 国会承認済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。
 - (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
 - (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。
 - (4) ポーランドとは当局間協議の早期開催に向け、調整を進める。
- 2 租税条約

セルビアとの条約は、令和3年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。また、実質合意済みのスイスとの条約は早期の署名に向けて、ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けて作業を行う。
- 3 日・EU 航空安全協定は、令和3年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。
- 4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正の早期発効に向け、調整を進める。
- 5 乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。
- 6 税関相互支援協定
 - (1) ベラルーシとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。
 - (2) モルドバとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU 及び欧州各国との国際約束等の締結・改正は、欧州地域との人的・経済的交流を促進し、欧州地域との関係を強化するための基礎となるものであることから、EU 及び欧州各国との法的枠組みの構築に関する協議の進展状況を測定指標に選定した。

各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定は、欧州地域との人的・経済的關係等を強化するための基礎となるものである。EU との間の航空安全協定は、航空安全に関して双方間で安全性の証明等の相互受入れや技術協力を可能とし、欧州地域との経済關係の強化を促進するものである。PNR 情報の活用は、テロ防止等の水際対策に資するものであり、税関相互支援協定は税関当局間の協力体制の強化と効果的な密輸取り締まりに資するものである。

測定指標 1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（一年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体

的な日欧協力を資することを目指し、多様なチャンネルでの関係構築・強化を図る。

令和2年度目標

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。
- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいについて
新型コロナの影響により、訪日を伴う招へいは実現できなかったが、欧州の有力シンクタンク及び大学に所属する有識者2名をオンラインで招へいし、それぞれ6名、2名の日本人有識者との面談を設定し、先方の東アジア情勢や日本の外交政策に対する理解の向上に寄与した。
- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」について
新型コロナの影響により、招へい日程は延期となったが、オンラインを活用したプログラムを導入し、有識者による講義、日本の大学生・大学院生との知的交流会等をこれまでに11回実施し、約300名が参加した（予算執行期限の延長により事業継続中。）。また、本年度から、過去のプログラム参加者を対象としたオンライン同窓会を国ごとに開催し、スペイン、ドイツ、フランスから約60名が参加し、知日派・親日派の育成に寄与した。

2 派遣

日本の有識者の欧州派遣については、新型コロナの影響により、物理的な有識者の派遣は実現できなかったが、6名の有識者をオンラインで派遣し、16か所で講演会やメディアインタビューを実施し、東アジア情勢や日本の外交政策、サイバーセキュリティやAI等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

3 セミナー等の開催

日欧が政策連携すべきトピックに関するセミナーを15か国で31回実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和3年度目標

1 招へい

- (1) 新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい（含むオンライン）し、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。
- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい（含むオンライン）し、対日理解を促進させ、知日派・親

日派を育成する。

2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し（含むオンライン）、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進、自由で開かれたインド太平洋の実現等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における影響力を持ち、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する欧州は、国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである。かかる欧州において、世界の安定と繁栄に貢献する我が国の取組等について発信し、対日理解を促進し、日本のイメージを向上させ、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性について認識を高めることは、我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。

あわせて、対話や人的交流を通して、多様なチャンネルでの関係構築、共通認識の醸成も不可欠である。

測定指標 1－5 欧州地域との協議、対話等の進展

①政治・安保分野における協議・対話の実施回数（日本側・欧州側共に政務官レベル以上）（電話会談テレビ会議を含む） ②セミナー等の開催回数（日本外務省主催、拠出事業）（ウェビナーを含む）	中期目標値	令和2年度		令和3年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	① 8 ② 20	① 5 ② 31	① 7 ② 23

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州諸国との協議・対話等の数の測定は、欧州諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。現下の新型コロナウイルスの感染拡大を受けた制限を踏まえ、物理的な往来に加え、電話やテレビ会議形式等での実施回数を含めることとした。また、定量的な実施回数に加え、その成果等の定性的な観点を加味して評価を行うことが適当。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 欧州地域との総合的な関係強化（*）	1 欧州地域との政治的対話・協力の進展 EUとの関係においては、日EU定期首脳協議、日EU外相協議及び日EU政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。 欧州地域との政治的対話を継続・促進し、具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。				1-1 1-5

	<p>2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化</p> <p>NATO の関係では、日NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。</p> <p>日欧間で安全保障上の協力を推進することは、自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するために重要である。</p>	1-2 1-5			
	<p>3 欧州各国との法的枠組み構築のための協議</p> <p>各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。</p> <p>租税条約、社会保障協定及び航空協定は、日欧間の経済交流及び人的交流を促進する上で、重要である。</p>	1-3			
	<p>4 欧州への対外発信を通じた対日理解の促進</p> <p>招へい、有識者の派遣、欧州各国の主要シンクタンク等との協力によるセミナー等の開催を実施する。</p> <p>欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築・強化し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。</p>	1-1 1-2 1-4 1-5			
	<p>5 ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進</p> <p>アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEM の各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の中で議論を深めつつ、協力関係を構築する。</p> <p>ASEM の各種会合への建設的関与とASEM の各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。</p>	1-1			
	<p>18 (13)</p>	<p>15 (9)</p>	<p>13 (4)</p>	<p>3</p>	<p>0029</p>
②日・OSCE 共催会議関係経費 (令和元年度)	<p>OSCE は、知見や経験の共有を図ることを目的に、毎年アジア・パートナー国との共催会議を開催しており、令和元年度に同会議（OSCE アジア共催会議）を日本で開催した。同会議には、OSCE 事務局のほか、加盟 57 か国、アジア・パートナー国（5 か国）及び地中海パートナー国（6 か国）の計 68 か国代表、EU や国連等の関連機関からの出席を得た。</p> <p>これにより、本会議の場を活用し、日 OSCE の関係強化を図るだけでなく、日本を取り巻くアジアの安全保障環境に関する認識を OSCE 加盟国等と広く共有し、また、日本の政策を発信することにより OSCE 加盟国の日本に対する理解・協力を促進することが可能となった。</p>	1-2 1-4			
	<p>—</p>	<p>5 (2)</p>	<p>— (—)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
③欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合(OSCE) 拠出金 (平成8年度)	<p>OSCEは、紛争予防、危機管理、紛争後の再建を通じて、加盟国の相互を橋渡しし、信頼醸成を行う機関であり、OSCEは、経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施している。特に、OSCEは、冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下、アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は国際社会においても高く評価されている。世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは、57か国が加盟し、我が国を含む11か国がパートナー国となっているところ、我が国は、分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プ</p>	1-2			

	<p>プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。</p> <p>上記のOSCEを通じた我が国の支援は、地域の安全保障環境の改善に貢献する。</p>				
	90.7 (90.7)	23 (23)	76 (76)	0.4	0205
④ 北大西洋条約機構 (NATO) 信託基金拠出金 (任意拠出金) (平成 19 年度)	<p>NATOは、主に欧州・中央アジアの旧共産主義国、アフガニスタン、中東といった、民主化途上にある非NATO加盟国の民主化・安定化を支援する協力の枠組みである平和のためのパートナーシップ (PfP) を通じ、同信託基金の枠組みで、不発弾処理、小型武器弾薬等の破壊を含む危機管理関連等の様々なプロジェクトを実施している。我が国は、各種プロジェクトへの拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタン等における平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携するとともに、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。</p> <p>こうした我が国の取組は、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともにNATO及び関係諸国との関係強化につながる。</p>				
	6.5 (6.5)	4.5 (4.5)	3.1 (3.1)	2.9	0269
⑤ アジア欧州財団 (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION) 拠出金 (義務的拠出金) (平成 9 年度)	<p>ASEMの唯一の常設機関であるASEFは、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で活動している。我が国は、上述の事業を企画・開催するASEF事務局の人員費、施設維持管理費等の経常経費に利用されている本件義務的拠出金の拠出を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。</p> <p>このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項 (アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等) に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。</p>				
	9 (9)	11 (11)	13 (13)	12	0272
⑥ アジア欧州財団 (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION) 拠出金 (任意拠出金) (平成 9 年度)	<p>ASEMの唯一の常設機関であり、プロジェクト執行機関であるアジア欧州財団 (ASEF) は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で事業を実施している。</p> <p>プロジェクト実施経費への我が国の貢献 (任意拠出金) を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項 (アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等) に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。</p>				
	2 (2)	2 (2)	5,694 (5,694)	1	0281

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会所信表明演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

測定指標 2-1 政府間対話の進展 *

中期目標（--年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023 年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和元年 9 月に成立した「五つ星運動」と民主党の連立政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進

(1) 英国

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の 9 月に首脳電話会談を実施し、英 EU 間の将来関係交渉が移行期間内に妥結することを求めつつ、経済分野での連携を確認したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英の安全保障分野の協力を強化していくことで一致した。令和 3 年 2 月の電話会談では、G 7 及び COP26 の議長国である英国と、ポスト・コロナの国際秩序の形成や気候変動分野で国際社会をリードすべく連携していくことで一致したほか、地域情勢に係る懸念を共有し、連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月の電話会談では、新型コロナウイルスへの対応において治療薬やワクチン開発等での協力を更に進展させることを確認した。6月の電話会談では、香港情勢を含む地域情勢についての連携を確認した。8月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラーブ外務・開発相と会談を行い、日英安保・防衛協力が大幅に具体的進展を遂げていることを歓迎するとともに、更なる協力の推進に一致した。また、茂木外務大臣は、トラス国際貿易相との間で、6月のテレビ会談において経済パートナーシップ構築のための交渉を立ち上げ、8月の訪英時には直接協議を行った。9月のテレビ会談において大筋合意となり、10月に東京において日英EPAが署名された。さらに、令和3年2月、茂木外務大臣は岸防衛大臣と共に、ラーブ外務・開発相とウォレス国防相との間で第4回日英「2+2」をテレビ会議形式で実施した。四大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障を含む様々な分野において引き続き協力していくことや、経済的手段によるものを含む地域の他者に対する威圧の試みに反対することを確認したほか、英空母打撃群の東アジアを含む地域への展開を歓迎し、この機会に共同訓練の実施等に向け調整していくことで一致した。また、令和3年3月、英国は「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けた。

(2) フランス

首脳レベルでは、10月、菅総理大臣はマクロン大統領と首脳電話会談を実施し、共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認するとともに、拉致問題を含む北朝鮮問題への対応においても協力していくことで一致した。また、両首脳は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月及び6月、茂木外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と電話会談を行い、新型コロナウイルス対応や国際場裡における協力に加え、インド太平洋における日仏協力を進めていくことを確認した。10月、茂木外務大臣はフランスを訪問し、ル・ドリアン欧州・外務相と会談及びワーキングディナーを実施し、新型コロナ対応やインド太平洋における二国間協力の推進、東シナ海・南シナ海や北朝鮮などの地域情勢について引き続き緊密に連携していくことを確認した。

(3) イタリア

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の10月にコンテ首相と首脳電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策などで国際社会が直面する諸課題について、G7やイタリアが令和3（2021）年に議長国を務めるG20等において緊密に連携していくことで一致した。また、令和3年3月には、ドラギ首相との首脳電話会談を行い、菅総理大臣から首相就任への祝意を述べるとともに、G20サミットの成功に向けて連携することで一致したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相から賛同を得た。

(4) その他

4月、安倍総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を収束させるため、国際的に認知された医療先進国である両国の間で引き続き緊密に連携・協力していくこと及び基本的価値を共有する両国が様々な分野で関係を一層強化していくことで一致した。

5月、安倍総理大臣は、ベッテル・ルクセンブルク首相と電話会談を実施し、ルクセンブルクから要請があったアビガン錠の提供を含め、新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。同月、茂木外務大臣は、レインサル・エストニア外相、トールダルソン・アイスランド外相、ブロック・オランダ外相とそれぞれ電話会談を実施し、アビガン錠の提供を伝達するなど新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。さらに、茂木外務大臣は、ゴンサレス・スペイン外相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対応において、各国の情報・教訓・知見を共有することや、治療薬の開発に向けて協力することが重要であるとの点で一致した。

6月、菅総理大臣は、サンチェス・スペイン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策に関して引き続き連携・協力していくこと、また、交流を再開できる状況になった際には、二国間関係の一層の発展に向けて協力していくことで一致した。

8月、茂木外務大臣は、コフォズ・デンマーク外相と電話会談を実施し、アビガン錠の供与や両国間の治療薬の開発協力等、新型コロナウイルス対策を始め、国際社会が直面する諸課題につき連携していくことを確認した。また、日デンマーク間の戦略的パートナーシップに基づく協力関係を強化することで一致した。

9月、茂木外務大臣は、日本の外務大臣として平成14年以来となるポルトガル訪問を実施し、レベロ・デ・ソウザ大統領へ表敬訪問したほか、サントス・シルヴァ外相と外相会談を実施した。サントス・シルヴァ外相との間で、令和2年の日ポルトガル修好160周年や令和3（2021）年前半ポルトガルがEU議長国を務めることを踏まえ、二国間関係を一層強化し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を一層推進していくことで一致した。

11月、茂木外務大臣は、ハーヴィスト・フィンランド外相と電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、気候変動、国際保健問題等国際的な諸課題について連携していくことで一致した。同月、茂木外務大臣は、ソーライデ・ノルウェー外相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等につき、一層緊密に連携していくことで一致した。また、茂木外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相と電話会談を実施し、国連安保理を含む国際場裡での協力やEUにおけるインド太平洋の議論において連携していくことで一致した。

12月、菅総理大臣は、ルッテ・オランダ首相と電話会談を実施し、二国間関係を一層強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携することで一致した。同月、菅総理大臣は、ソールベルグ・ノルウェー首相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等で連携していきたい旨述べ、両首脳は国際場裡における連携の強化に一致した。

令和3年3月、菅総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、経済、気候変動、デジタル等幅広い分野で二国間関係を一層強化していくことに一致した。

2 議員間交流等

10月、リトアニアのカウナスにおける杉原千畝記念碑の除幕式において大島衆議院議長のメッセージを駐リトアニア山崎大使が代読し、中曽根日リトアニア友好議連会長のビデオ・メッセージを放映した。

3 招へい

新型コロナウイルスの影響により、対面・オンラインいずれも実施せず。令和元年度「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」案件について、在外公館にてPDCAシートを作成しフォローアップを実施した。

4 未訪問国等

12月、令和2（2020）年が日・アンドラ外交関係樹立25周年となることを記念し、茂木外務大臣はウバック・フォン外相との間で二国間関係強化に関する共同文書を発表した。

令和3年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和3年2月に成立したドラギ政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。

また、西欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。

測定指標 2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（--年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、更なる政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023年）」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、8月、海上自衛隊は英フリゲート「アーガイル」とアラビア海北部西方海域において海賊対処共同訓練を実施した。

英国のEU離脱については、在外公館での情報収集を通じて関連動向を把握するとともに、累次の機会を通じて、日系企業への悪影響を最小限するための働きかけを継続的に実施した。

文化面では、新型コロナウイルス拡大の影響により、「日英文化年間2019-20」関連行事の中止や延期が相次いだ一方で、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館「着物展」の展示やセミナー、ジャパン祭り等オンラインでの開催等も行われた。こうした状況を受けて、「日英文化年間」は令和3（2021）年末まで延長された。

2 フランス

10月、第1回日仏インド太平洋作業部会をオンラインで開催し、自由で開かれたインド太平洋を実現するための具体的な日仏協力について意見交換を行った。安全保障・防衛分野では、令和3年2月、仏海軍フリゲート艦「プレリアル」が佐世保に寄港した際、日仏米共同訓練を実施したほか、同艦は、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。

3 イタリア

6月、局長級でウェブ会議を実施し、新型コロナウイルスに係る情報共有や日伊ワーキング・ホリデー協定、アフリカにおける日伊 FOIP 協力といった二国間関係に加え、地域情勢等につき意見交換を行った。

4 その他

9月の茂木外務大臣のポルトガル訪問を踏まえ、11月、局長級で日ポルトガル政務協議を実施。令和3（2021）年前半にEU議長国を務めるポルトガルと幅広い分野での協力を確認するとともに、地域情勢に関する意見交換を実施した。

同月、宇山外務省欧州局長とソーアンセン・デンマーク外務審議官の間で日デンマーク政務協議をオンラインで実施し、二国間関係や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、国際諸課題への対応等、幅広い分野での二国間関係の方途について意見交換を実施した。

12月、日スペイン外務次官級政務協議を実施し、二国関係や地球規模課題等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を実施した。

令和3年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』」の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023年）を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い、将来的なハイレベル間の対話の機会に結び付ける上で効果的であるため。

測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（一年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和2年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 杉原千畝「命のビザ」発給80周年

施策の進捗状況・実績

- 1 日英21世紀委員会

9月、第37回合同会議は、新型コロナウイルスを受けてオンラインで開催され、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「パンデミック後の世界秩序」、「パンデミック後の貿易・投資」及び「グローバル・ガバナンスの能力と信頼の構築」を議題に討議が行われた。様々なレベルでの日英間の交流の促進、安全保障や貿易、保健衛生分野における協力といった政策提言が発出された。

2 日本・スペイン・シンポジウム

第21回日西シンポジウムは、新型コロナの影響で延期となった。令和3年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

3 杉原千畝「命のビザ」発給80周年

9月、リトアニア政府主催で1940年の杉原千畝元在カウナス副領事による「命のビザ」発給80周年を記念した国際会議が開催され、茂木外務大臣がビデオ・メッセージを発出した。また、杉原千畝元副領事に関する展示を併設した「国際平和美術展」（京都）のにおいて、茂木外務大臣がメッセージを発出した。

11月、河津欧州局参事官が「神戸ユダヤ共同体」（神戸ジューコム）跡地案内板設置除幕式で挨拶した。

同月、ポーランド及び英国で「命のビザ」に関するシンポジウムを、ポーランドでは在ポーランド日本大使館とInstytut Pileckiegoが共催で、英国では在英国大使館がジャパンハウス・ロンドンと在英国リトアニア大使館との共催で実施した。

「命のビザ」に関するロゴマーク、パンフレット及び動画を作成した。

12月、国際社会及び英国内への広報を目的に、英国のThe Times及びFinancial Timesに「命のビザ」に関する記事を発出した。

令和3年1月、茂木外務大臣がランズベルギス・リトアニア外相と共同でイスラエルの英字紙Jerusalem Postに「命のビザ」に関して寄稿した。

令和3年2月、読売新聞の「命のビザ」に関する記事につき、河津欧州局参事官が取材協力した。

令和3年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 エストニア及びラトビアとの友好100周年

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、シンポジウム、セミナー、周年事業等は多くの民間人が参加する事業であり、民間の人的・知的交流の推進に役立つため。

測定指標2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）				
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等	中期目標値	令和2年度		令和3年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
—	—	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①往訪数：3 ②来訪数：1 ③オンライン（電話含む）：32	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
西欧諸国との要人往来数の測定は、西欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。その際、定量的な往来数に加えて、その成果等の定性的な観点からも加味して評価を行うことが適切である。				

達成手段

達成手段名（開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する測定指標

(関連施策)	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
① 西欧諸国との二国間協力推進経費 (昭和元年度以前)	1 西欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府ハイレベル間の対話を継続・促進する。 これにより、政治・経済を始めとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の強化に寄与する。				2-1
	2 二国間及び共通の諸課題に関する政策調整・協力の推進 事務レベルの緊密な政策協調・協力を推進する。 これにより、二国間関係の強化や国際社会の共通の諸課題への対処に際する協力の継続・推進に寄与する。				2-2
	3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進 周年事業やシンポジウム・セミナー等を支援・活用する。 こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国との重層的な関係の維持・強化に寄与する。				2-3
	30 (29)	31 (29)	2 (31)	3	0030

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）

測定指標 3-1 政府間対話の進展 *

中期目標（令和 4 年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 ドイツ
英国の EU 離脱により欧州で一層存在感を高め、また、令和 2（2020）年後半には EU 議長国を務めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。
- 2 ウクライナ
東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。
- 3 西バルカン諸国
国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、政府間対話の更なる活発化を進めていく。
- 4 V 4 諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）
共通の課題に取り組むパートナーである V 4 諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V 4 + 日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V 4 各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。令和元年の日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年、令和 2 年の日・チェコ、日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を連続して迎える V 4 諸国と、周年のモメンタムをいかして幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う各国および日本での水際対策の強化により、対面での要人往来は全面的な見直しを余儀なくされた。

- 1 ドイツ
新型コロナウイルスの影響により、要人往来が大幅に制限された結果、対面での会談が行われず、2 度の首脳会談及び 1 度の外相会談はすべてオンライン形式での実施を余儀なくされた。また、例年相互開催されている日独フォーラムは延期となった。外相テレビ会談では 9 月にドイツが、インド太平洋における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定したことを受け、茂木外務大臣から、この決定を高く評価する旨述べ、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携を強化していくことで一致した。
- 2 ウクライナ
新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、G 7 を始めとする各国との連携を重視しつつ政策調整を行った。また、平成 26（2014）年のウクライナ情勢悪化以降に我が国が積極的にウクライナ国内改革を支持してきたことを背景

に、G7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。

3 西バルカン諸国

欧州では感染状況が深刻化し、西バルカン諸国において我が国は在外公館を通じて、各国の水際対策、医療状況、ワクチン確保状況等についての情報収集を実施した。欧州の中でも特に医療体制が脆弱な地域にあって、現地在留邦人や渡航者に向けた情報提供が重要となったが、施策は頻繁に変更され、情報整理は困難を極めた。同諸国の社会経済安定化支援の一環として西バルカン諸国において必要とされる医療支援のため、アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、及びボスニア・ヘルツェゴビナにおいて新型コロナウイルス治療薬として期待されているアビガンの治験を目的とする供与を行い、各国のハイレベルから高い評価を受けた。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

ポーランドとの間では、4月に外相電話会談を行い、令和2年1月のモラヴィエツキ首相訪日の成果をフォローアップしていくことを確認したほか、12月に宇都外務副大臣とヤブウォンスキ・ポーランド外務次官との間で電話会談を行い、7月からV4議長国を務めるポーランドの間で緊密に協力していくことで一致した。

ハンガリーとの間では、5月に外相電話会談を行ったほか、令和3年3月にはシーヤールト外務貿易相が訪日し、東京で外相会談を行った。同会談では、地域や国際社会が直面する諸課題について連携していくことで一致し、同年7月からV4議長国に就任するハンガリーとの間で「V4＋日本」協力を一層推進していくことで合意した。

チェコ及びスロバキアとの間では、「日本・チェコ交流100周年」及び「日本・スロバキア交流100周年」を迎えたが、現地の感染症の状況を受けた規制等により、予定されていた文化関係者が渡航できず、また時期によっては実施に大きな制約を受けた。規模を縮小しつつも、チェコ上院における狂言公演（少人数を招待した屋外での公演に加え、ライブストリーミングも実施）、スロバキア外相の参加も得た桜植樹事業（非オンライン）等両国で可能な行事を開催し、両国の相互理解が深まった。スロバキアとの間では、12月に中西外務大臣政務官とクルス・スロバキア副外務・欧州問題相との間でテレビ会談を行い、これまでの要人往来や今回の周年事業等により、二国間関係強化の機運が高まっていることを確認した。V4全体との関係では、V4が令和3年2月に発足30周年を迎えたことを踏まえ、茂木外務大臣がV4各国外相宛祝辞を發出し、双方において「V4＋日本」協力の一層の強化が確認された。

5 その他特記事項

クロアチアとは外相電話会談（7月）を実施し、令和2（2020）年前半のEU議長国を務めた同国と、西バルカン諸国の欧州統合プロセスについて協議した。ルーマニアとも外相電話会談（10月）を行い、令和3（2021）年に迎える外交関係樹立100周年に向けあらゆる分野における関係を着実に強化していくことを確認した。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況改善を見据えて、対面での交流の再開を目指す。特に、英国のEU離脱により欧州で一層存在感を高め、「インド太平洋ガイドライン」発表など、インド太平洋地域への関心の高まりが見られるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序に係る議論を含む）に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

2 ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

3 西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ポスト・コロナを見越した我が国の支援を含めテレビ会議等も活用した政府間対話の更なる活発化を進めていく。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

EUの中で存在感を増すV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4＋日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。伝統的に良好な二国間関係に基づき、新型コロナの状況下においても幅広い分野での協力の進展及び人的交流の拡大を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間関係の強化や国際社会の課題における協力の推進のためには、特に政府ハイレベルや議員間の対話を通じて、相互理解や信頼関係を深化させつつ、協力・連携を確認する機会を多く設けることが効果的であるため。

測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（令和4年度）

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症への対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

1 ドイツ

平成30年度、令和元年度と2年続けて延期となった次官協議を実施する。また、令和2年後半にEU議長国を務めるドイツに対し、我が国の認識を事前にインプットし、我が国の外交政策と歩調を合わせた形でドイツがEU議長国としてのリーダーシップを発揮するよう働きかけを行う。

2 ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODAを通じた社会経済改革支援、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4諸国

「V4＋日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

次官協議については、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での実施は実現しなかったが、5月及び12月にテレビ形式で協議を実施し、インド太平洋地域における日独協力等について意見交換を行うとともに、二国間関係や地域情勢、両国の新型コロナを巡る状況についても議論した。

2 ウクライナ

新型コロナウイルス感染症拡大のために対面での二国間対話が困難となる中で、限られた手段を用いつつ双方の首都ベースで政策・経済・文化分野等での対話を継続し、更なる関係強化及び信頼関係の構築に務めた。特に、安全保障分野においては、令和2年1月に開催した第2回日・ウクライナ・サイバー協議のフォローアップとして、令和3年3月、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）とウクライナ国家安全保障・国防会議（NSDC）間での協力覚書を署名したほか、令和3年3月には初となるウクライナ国防相の訪日が実現し、防衛相や外務副大臣とのビデオ会談等を実施した。また、令和3年2月にはウクライナの有力シンクタンクで日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナーを実施する等、ウクライナの政府関係者や有識者等の関与を得て、我が国を取り巻く安

全保障環境や東アジア情勢等について積極的なインプットを行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化に資する事業を実施した。EU加盟に伴い日本のODA卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の西バルカン諸国への開発支援に資するため、ブルガリア・ソフィア大学におけるJICAチェア（日本研究講座設立支援事業）の一環として、オンライン短期集中講座による日本の開発協力についての知見の共有を行った。北マケドニアではスコピエ大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に引き続き中小企業経営人材育成講座を行った（オンラインでの実施となった）。アルバニアに所在する西バルカン基金との協力事業として西バルカン諸国におけるコロナ禍を受けた市民社会の持続可能性についてのウェビナーを実施した。各国ともに新型コロナ対策に注力せざるを得ない中、また、防疫措置に伴う水際対策により、MIRAI、防災協議等の招へい事業は実施が困難となった。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

V4議長国チェコの下、6月に「V4+日本」政策対話をオンラインで実施（当初4月にプラハで実施予定であったが新型コロナの影響により中止。）。また、11月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V4+日本」セミナーをオンラインで実施したほか、12月には宇都外務副大臣と駐日V4各国大使との意見交換を実施するなど、新型コロナにも関わらず、V4各国との間で緊密に意見交換し、関係を維持・強化することができた。コロナ禍において、ポーランド政府との協力により、4月及び5月にチャーター機による自国民の帰国オペレーションを実現した。

5 その他特記事項

「GUAM+日本」協力として、令和3年3月にGUAM参加4か国及び事務局の税関関係者を対象に、財務省の協力を得つつ税関ワークショップをオンラインにて開催した。コロナ禍においてもオンラインでの対話を継続し、今後の税関分野における協力の強化を図った。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況の改善を受けて、独新政権との間で対面での次官協議のほか、PD級、PM協議等、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、ドイツのインド太平洋地域への関心の高まりを踏まえつつ、同地域及び国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序形成に向けた議論を含む）に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2 ウクライナ

新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつ、実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODAを通じた社会経済改革支援（含：ポスト・コロナの経済復興）、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

実務レベルで緊密に政策調整・協力をを行うことで、二国間関係の強化及び国際社会の共通の諸課題への協調した対応が可能となることから、次官級・局長・大使級協議の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 3-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（令和4年度）

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和2年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

このほか、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日独フォーラム

第29回日独フォーラムは、新型コロナの影響によって延期となった。他方、令和3年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナを巡る状況を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第24回会合を延期した上で、12月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、両国の新型コロナウイルス感染症を巡る現状と課題等について活発な議論が行われた。

- 3 「V4+日本」セミナー

11月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V4+日本」セミナーをオンラインで実施し、日本政府を代表し外務省サイバー政策担当大使が基調講演を行ったほか、V4各国から計8企業が講演を行い、民間企業関係者も交えて活発な意見交換が行われた。

- 4 その他特記事項

令和3年3月に、ポーランド投資・貿易庁（PAIH）及び在京ポーランド大使館が共催した投資セミナーにおいて、政府関係者や日本企業の参加を促し、対ポーランド投資に関する活発な意見交換が行われた。また、2月にウクライナの有力シンクタンク主催の日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナー、同3月にウクライナ国立戦略研究所と日本国際問題研究所幹部等によるウクライナを含めた国際情勢をテーマとしたオンライン意見交換会を実施した（共に日本の有識者複数名が出席）。

令和3年度目標

- 1 日独フォーラム

新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第29回日独フォーラムの実施に向けて、引き続き、調整を行っていく。

- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第24回会合の実施に向けて、人的・知的交流の促進や二国間関係の強化に資するテーマの選定を含め、引き続き、調整を行っていく。

- 3 「V4+日本」セミナー

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的交流を促進することは二国間の幅広い分野における協力を促進するだけでなく、知見の共有を通じて国際社会の諸課題に対する取組や解決策を検討することに寄与することから、シンポジウム等の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。シンポジウムやフォーラムを通じて、民間人同士がネットワークを広げる場を提供することで、民間の人的交流の促進が期待され

るため。

測定指標 3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）				
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等	中期目標値	令和2年度		令和3年度
	――年度	年度目標値	実績値	年度目標値
－		往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。	①往訪数：0 ②来訪数：2 ③オンライン（電話含む）：13	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
中・東欧諸国との要人往来の測定は、中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用であるため。国際社会の諸課題に対する日本の政策や問題意識を伝え、支持を得るとともに、連携強化につなげる機会とするため。				

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①中・東欧諸国との二国間関係の強化 (*)	1 中・東欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施する。 これにより、政治・経済を始めとする二国間関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-4
	2 共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案、国際社会における共通の諸課題について、政策調整・協力を進める。 これにより、共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-2
	3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進 民間の人的・知的交流を維持・促進する。 これにより、各国との関係の維持・強化に寄与する。				3-3
	25 (16)	24 (23)	28 (8)	26	0031
②ベルリン日独センター分 担金 (昭和60年 度)	ベルリン日独センターは、①エネルギー、環境、開発、海上安全保障、核不拡散等の日独が直面するグローバルな課題及び②少子高齢化、研究開発、イノベーション等の日独が取り組むべき優先課題をテーマとした会議を中心とする事業を年間20～30件実施しているほか、日本の多様な文化を幅広い年齢層に広める観点から、展覧会、ワークショップ等の文化事業を年間約20件実施している。さらに、日本語講座や日独通訳研修会等を通じて、ドイツにおける日本語普及や日独通訳の育成に取り組んでいる。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、日独及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに、日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。				3-3
	112 (112)	118 (118)	111 (111)	109	0180
③ボスニア和 平履行評議会 (PIC) 拠出金	3つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ（BH）においては、平成7（1995）年12月に国際社会の関与の下、 Dayton 和平合意が結ばれ、				3-2 3-3

(義務的拠出金) (平成9年度)	平成4(1992)年以来の武力紛争が終結した。本拠出金は、同和平合意に基づき、BHの和平履行を司る最高責任者である上級代表(HR)の活動をサポートする上級代表事務所(OHR)の運営経費を負担するもの。我が国は、BHの和平履行を監督する国際的な枠組みである和平履行評議会(PIC)の主要メンバーであり、平成9(1997)年以降、継続して拠出している。 こうした我が国の貢献は、BH及び西バルカン全体の平和と安定に寄与するとともに、G7の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の姿勢を示す上で重要である。				
	64 (64)	68 (68)	65 (65)	64	0181

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成 28 年 5 月の日露首脳会談で具体化に向けた取組を進めることで一致した 8 項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。令和 2 年度は「日露地域交流年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
六 外交・安全保障
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

測定指標 4-1 政府間対話の進展 *

中期目標（一年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

令和 2 年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を 3 回、外相電話会談を 2 回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。事務レベルでも、次官級協議（6 月、12 月）を含む様々なレベルで、こうした幅広い分野について活発な議論を行った。
- 2 5 月の日露首脳電話会談及び日露外相電話会談では、平和条約交渉を含む協議・協力をしっかり進めていくことで一致した。菅政権発足後、9 月の日露首脳電話会談では、プーチン大統領から、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向であると述べたのに対し、菅総理大臣から、日露関係を重視しており、平和条約締結問題を含め、日露関係全体を進展させていきたいと述べた。その上で、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳会談で「1956 年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。10 月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、議員間交流にも制約が出ている中で、オンライン形式での対話により、両国の議員・議会間交流の継続を支援している。例えば、7 月に露「統一ロシア」党主催国際会議「新型コロナウイルス感染拡大における安全保障分野での協力」に逢沢日口

友好議員連盟会長が出席した。また、令和3年1月、コサチヨフ連邦院国際問題委員長（「連邦院露日議会間・地域間支援協議会」会長）と世耕参議院自民党幹事長（「参議院自民党・日露議員懇話会」会長）がオンライン形式で、日露議会間交流に関する意見交換を行った。

令和3年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国际社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとともに基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

インド太平洋地域における戦略環境が大きく変化しつつある中、政治対話を通じ、日本とロシアが、最大の懸案である領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、地域の重要なパートナーとしてふさわしい関係を構築し、政治、経済、人的交流等、幅広い分野において日露関係全体を発展させることは、我が国の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要である。

測定指標4-2 平和条約交渉 *

中期目標（一年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

令和2年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
平成30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。令和元年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。
- 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を3回、外相電話会談を2回実施した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。次官級協議についても、2回実施した。
(2) 平成28年12月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、平成29年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、首脳間、外相間に加え、次官級協議及び局長級作業部会などを通じてロシア側と議論を重ねてきている。令和2年度には、4回の局長級作業部会、2回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会談においても議論を行った。
(3) 令和2年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。
- 2 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、令和2年度の四島交流、四島住民に対する人道支援、北方墓参、自由訪問の事業はいずれも実施困難となった。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域について、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和3年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決し

て平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談では、平和条約問題を解決するとの両首脳の真摯な決意が表明されるとともに、北方四島において、双方の法的立場を害さない形で、共同経済活動を行うための協議を開始することが合意された。また、元島民の北方四島へのより自由な往来に向けた手続の改善で一致した。菅政権発足後、9 月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍内閣総理大臣とプーチン大統領が平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳会談で「1956 年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。現在、こうした首脳間の合意に基づき、ロシア側との交渉を続けているところであり、その実現に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や元島民のより自由な往来に向けた取組を積み重ねていくことは、平和条約締結にとってプラスになるものであり、中期目標の達成に資する。

測定指標 4-3 貿易経済分野における協力 *

中期目標（--年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8 項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8 項目の「協力プラン」は平成 28 年 5 月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案してから 5 年が経過し、200 件以上の民間プロジェクトを創出している。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日露の企業によるウイルス迅速検査キットの共同開発を始め、両国の貿易・経済分野の協力の進展に向けて、引き続き様々なプロジェクトが生み出されている。
菅政権発足後に行われた 9 月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、12 月には、次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第 12 回会合及び地域間交流分科会第 9 回会合や、茂木外務大臣とレシエトニコフ経済発展相との間で、貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合がオンライン形式で行われた。その中で、両大臣は、引き続き 8 項目の「協力プラン」の下で両国の貿易・経済分野の協力を進展させていくことで一致した。
- 2 令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響により、日露間の貿易額は令和元年比で 24.3%の減少となり、また毎年ロシアで開催され、多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・フォーラムも中止・延期となった。こうした状況も踏まえ、貿易投資分科会第 12 回会合及び地域間交流分科会第 9 回会合を含め、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内 6 都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、新たに開始したオンライン講座には約 5,600 人が参加した。

令和3年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。
貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等上記目標の達成により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、幅広い分野で日露関係を発展させていくことにつながる。

測定指標 4-4 国際社会における協力

中期目標（--年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

令和2年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけた。特に北朝鮮情勢に関しては、首脳レベルを始めとする様々なレベルで引き続き日露間で連携していくことを確認した。
- 2 アジア地域における日露協力について。
首脳レベルを始めとする様々なレベルでアジア太平洋地域における安全保障情勢について議論を行ったほか、テロ対策、軍縮・不拡散、ナゴルノ・カラバフ情勢といった課題について外交当局間で協議を行い、相互理解を深めた。

令和3年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インド太平洋地域における戦略環境が大きく変化しつつある中、国際社会の主要な問題についての国際社会での日露協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。
また、ロシアとの間で国際社会・地域における様々な課題について協力していくことは、両国の戦略的利益に合致する。

測定指標 4-5 防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（--年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

令和2年度目標

- 1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 安全保障分野

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、防衛当局間の各種交流・共同訓練等の多くは令和3年度に実施する方向で調整することとなった。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、12月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議（テレビ会議）を始め、オンライン形式を活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における訓練等は来年度に実施する方向で調整することとなった。

2 治安分野

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和3年度目標

1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インド太平洋地域を含む国際社会の戦略環境が大きく変化しつつある中、日本とロシアが、安全保障、防衛交流及び海上保安の分野で協力を深めることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、地域の安定と発展にとっても重要である。

測定指標 4-6 文化・国民間交流の進展 *

中期目標（一年度）

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

令和2年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 令和元年6月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談で発表された「日露地域交流年」に関連した行事を実施するとともに、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」で得られた交流の機運の裾野を地方まで広げていき、年間を通じて民間主催行事も含め100件以上の交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う日露両国間の渡航制限措置等により、各種スキームによる招へいが停滞したほか、多くの事業を対面で実施することが困難となったが、オンライン形式等を活用し新たな形式を採用することで、日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
- 2 日露青年交流事業では4件実施し、約200人が参加した。日露草の根交流事業では18件実施し、約6,500人が参加した。文化交流事業では1件の事業を実施し、60人が参加した。また、SNS等を活用し、約68万人に対して人的交流や文化交流に係る情報発信を積極的に行った。
- 3 令和2年から3年にかけて実施されている「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」では、日本側で認定した事業数は260件を超え、約21.6万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約47万人を超えた。

令和3年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」を含め、交流年行事を確実に実施するとともに、交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化交流や人的交流に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び日露草の根交流事業の実施等上記目標の達成は、両国の相互理解を促進し、関係の強化に資する。また、「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」のダイナミズムを維持・発展させるために令和2年から令和3年にかけて「日露地域交流年」を実施することは、日露間の人的交流等を拡大し、日露関係全般を強化させるために重要。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①「北方領土復帰期成同盟」補助金 (昭和40年度)	北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対し補助金を支出する。 これにより、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2
	37 (37)	37 (37)	37 (37)	37	0035
②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化 (*)	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決し平和条約を締結することを目指した取組を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6
	199 (244)	198 (185)	192 (163)	190	0034
③在ロシア日本センター事	日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対し日関係増進の有益性と重要性を認				4-2 4-3

業を含む日露 経済関係の強 化 (平成15年度)	識させるのに加え、親日的実務家を育成し、併せて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体等に対する支援を行う。 こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに、平和条約交渉のための環境整備に資する。				4-4
	568 (549)	559 (565)	573 (429)	551	0032
④北方四島住 民との交流 (平成4年度)	北方四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び日本国内各地に招へいするとともに、北方四島住民支援事業として、①患者受入れ・治療、②医師・看護師等研修、③医療支援促進事業(医療専門家の北方四島への派遣による四島住民の医療ニーズの把握、より効率的な支援事業の実施等に向けた提言を含む報告書の作成)を実施する。 こうした取組は、平和条約交渉の促進に向けた環境整備に資する。				4-2
	279 (266)	269 (263)	270 (41)	272	0033
⑤ロシアにお ける日本紹介 事業 (平成28年度)	平成28年5月の日露首脳会談(於：ソチ)での合意に基づき、平成30年にロシアにおいて大規模かつ総合的な日本紹介事業を実施するための事前の調査及び広報を委託企業を通じ実施した。 こうした取組は、文化・国民間交流の進展のための環境整備に資する。				4-6
	1,236.3 (1,000.9)	207.9 (174)	0 (0)	0	—
⑥日露共同経 済活動推進費 (平成30年 度)	平成28年12月の日露首脳会談(於：長門)での合意に基づき、北方四島における共同経済活動の実現のために、プロジェクトの内容や関連する法的課題等に係るロシア側との協議や、北方四島における調査等の活動を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-2
	100 (57)	67 (26)	69 (0)	50	0036
⑦2018 サンク トペテルブル ク国際経済フ ォーラムへの ゲスト国関連 経費 (平成30年 度)	平成29年9月の日露首脳会談(於：ウラジオストク)での発表に基づき、平成30年5月に開催されるサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに参加する。ロシア国内のみならず欧米やアジア諸国からも閣僚や著名なビジネスマンが参加する同フォーラムにおいて、文化行事の開催を通じて我が国への理解を深めてもらう機会を提供する。 こうした取組は、同フォーラムにおける我が国のプレゼンスを示すとともに、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資する。				4-6
	53 (45)	0 (0)	0 (0)	0	—
⑧日露地域交 流年 (令和2年度)	令和元年6月の日露首脳会談(於：大阪)での合意に基づき、令和2年から令和3年にかけてオープニングイベント(於：北海道)及び関係省庁、地方自治体、民間団体等との共催イベントを日露両国で実施する。 こうした取組は、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資する。				4-6
	—	—	187.7 (19)	132	0037

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第204回国会施政方針演説(令和3年1月18日)
- 六 外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）

測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展

中期目標（--年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和2年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話について。

(1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、12月に必要な防疫措置をとった上でウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。特に、9月の日・トルクメニスタン首脳電話会談に加え、8月には「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で実施した。

・ウズベキスタン

往 なし

来 ウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相（12月、麻生副総理兼財務大臣、茂木外務大臣、梶山経済産業大臣との会談）、（4月及び令和3年1月、麻生副総理兼財務大臣とウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易相とのテレビ会談）

・カザフスタン

往 なし

来 なし（5月及び10月、外相電話会談）

・キルギス

往 なし

来 なし

・タジキスタン

往 なし

来 なし（7月、外相電話会談）

・トルクメニスタン

往 なし（12月、トルクメニスタン永世中立25周年記念式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ。12月、メレドフ副首相兼外相主催シンポジウムにおける中西外務大臣政務官ビデオ

オ・メッセージ)

来 なし (9月、首脳電話会談)

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、ジョージアとの外相電話会談を実施した。また、令和3年3月に開催された京都コンgresに出席するためマムアドフ・アゼルバイジャン法務相、バダジャン・アルメニア法務相が訪日し、上川法務大臣との間でそれぞれ会談を実施した。

2 議会間、議員間交流について。

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流への支援を行っているが、コロナ禍の影響により書簡の交換など限られた形での支援となった。トルクメニスタンとの間では5月に友好議連間のテレビ会議が、ウズベキスタンとの間では令和3年3月にオンライン議会間フォーラムがそれぞれ実現し、外務省として必要な支援を行った。

3 外務次官級の政務協議について。

徳田中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、12月にウズベキスタンと、令和3年3月にタジキスタンとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について各国の外務次官との間で意見交換を行った。

4 招へいについて。

(1) 戦略的実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第6回専門家会合(令和3年3月、オンライン形式の公開セミナー)に合わせて中央アジア5か国から再生可能エネルギーに関する政府関係者等5名をオンラインで招へいした。

(2) 講師派遣事業として、令和3年3月、ウズベキスタン及びカザフスタンを対象とした宮家邦彦内閣官房参与による東アジア情勢に関する講演会をそれぞれオンラインで開催したほか、同月、ジョージアを対象とした武田真彦元一橋大学教授による日本経済に関する講演会をオンラインで開催した。

5 各国との関係強化について(安倍総理大臣の中央アジア訪問、コーカサス・イニシアティブのフォローアップ)。

(1) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

平成27年の安倍総理大臣による中央アジア5か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や要人往来のみならず、経済を始めとする様々な分野で具体的な協力を進めている。特に、コロナ禍の中における質の高いインフラ支援として、トルクメニスタンで日本企業が実施する2案件(完工済み天然ガス加工プラントのメンテナンス事業及びガス火力発電所の新規建設事業)を円滑に進めるための支援を行った。また、同国政府が日本側との協力を希望する諸案件につき、案件毎に経済産業省とも連携しつつ日本企業の側面支援を行なった。ウズベキスタンについては、令和元年12月のミルジョーエフ大統領訪日の際に署名した円借款案件「ナボイ火力発電所近代化計画(フェーズ2)」や「電力セクター能力強化計画(フェーズ2)」の着実な実施に向けて政府ハイレベルでの調整を継続するとともに、日本企業が実施するナボイ化学肥料プラント建設のコロナ禍における円滑な実施のための側面支援を行った。

(2) コーカサス各国との関係強化

平成30年9月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」において「法の支配」を担う人造りへの支援を表明したことを受け、対日理解促進交流プログラム「MIRAI プログラム」グループ6(中央アジア・コーカサス地域対象)のテーマを「法の支配」とし、26名の若手法律実務者を招へいして、外務省、裁判所、法律事務所、大学等における研修を実施する予定であったが、コロナ禍の影響により延期となっている。

6 投資協定について。

既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、令和3年1月にはジョージアとの間で投資協定に署名。さらに下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・アゼルバイジャン

12月、テレビ会議を実施。

7 その他

10月にジョージアとの間で租税条約の正式交渉を開始し、令和3年1月に署名した。

令和3年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に令和4年に中央アジア・コーカサス諸国との外交関係開設30周年を迎える機会を捉え、交流事業などの準備を進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等上記目標の達成は、中央アジア・コーカサス諸国との関係を着実に強化する上で重要である。

- ・安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ(平成27年10月)
- ・「コーカサス・イニシアティブ」(平成30年9月、河野外務大臣のコーカサス3か国訪問時に発表)
- ・「中央アジア+日本」対話 第7回外相会合共同声明(令和元年5月)
- ・「中央アジア+日本」対話：実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画(観光、運輸・物流、農業)(令和元年5月)
- ・「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会合議長声明(令和2年8月、オンライン)

測定指標5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

中期目標(---年度)

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、中央アジアの「開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和2年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第7回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」第14回高級実務者会合(SOM)
- 2 知的対話(東京対話)

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア+日本」第14回高級実務者会合(SOM)について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、8月に「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で開催し、新型コロナウイルス感染症対策における中央アジアの域内協力及び日本との協力、令和4(2022)年の外交関係開設30周年を見据えた協力の在り方、次回日本で開催予定の「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合に向けた議論の方向性について活発な意見交換を行った。同会合において、第14回高級実務者会合(SOM)において第8回外相会合に向けた調整を行うこととされ、現在、同SOMの令和3年度前半の開催に向けた作業が続けられている。

- 2 知的対話(東京対話)について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和3年3月、「中央アジア+日本」対話・第6回専門家会合「クリーンエネルギー開発と中央アジアの新たな可能性」をオン

ライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア5か国の実務専門家と日本側専門家（日本エネルギー経済研究所等）によるパネルディスカッションなどを行った。

令和3年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合の開催
- 2 知的対話（東京対話）などの開催

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「中央アジア+日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

外相会合や知的対話（東京対話）などの実施による中央アジア諸国の今後の経済的・社会的発展に向けた日本と同諸国との協力の在り方に関する方向性の確認は、日本と同諸国との協力を安定的に進展させる上で重要である。

- ・「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合共同声明（令和元年5月）
- ・「中央アジア+日本」対話：実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画（観光、運輸・物流、農業）（令和元年5月）
- ・「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会議議長声明（令和2年8月、オンライン形式）

測定指標 5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期目標値	令和2年度		令和3年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	15	13	15

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成27年の安倍総理大臣訪問を契機として大きく高まった中央アジア・コーカサス地域とのハイレベル交流の流れを維持する上で、政務レベル以上の協議を今後も着実に継続していくことが重要である。一方で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う出入国制限等により交流機会が限られていることから、令和元年度目標30件の半分（テレビ／電話会談含む）を目指す。

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額（単位：億円）

（出典：財務省貿易統計）	実績値	
	令和元年度	令和2年度
	2,510	1,393

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（平成18年度）	1 二国間関係の強化（資源外交・日本企業支援を含む） ハイレベルの要人往来に加えて、政治・経済・文化を含む幅広い分野の事務レベル・民間レベルの対話を通じて、中央アジア・コーカサス地域と我が国の関係を官民横断的に拡大する。 これにより、アジア、欧州、ロシア、中東を結ぶ地政学的な要衝に位置するほか、石油、天然ガス、ウランなどの豊富な天然資源を有し、地域全体の安定、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する中央アジア・コーカサス各国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。				5-1 5-3
	2 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援 中央アジア・コーカサス各国の持続的発展のため、各国の外交当局者や				5-1 5-2

	<p>経済関係者等との協議や経済協力を実施する。また、エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても、近年経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への意欲が高く、日本のエネルギー技術への関心が増加しており、こうした技術を提供可能な日本企業と同諸国への進出を支援する。</p> <p>こうした取組を通じて中央アジア・コーカサス各国の持続的発展を支援することは、日本と各国との二国間関係の更なる強化につながる。</p>			
	<p>3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進</p> <p>平成16年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みで高級実務者会合、東京対話を開催するとともに、中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。</p> <p>こうした取組により、地域協力の発展のための「触媒」として中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。</p>			5-2
	<p>4 人的、知的交流の促進</p> <p>中央アジア・コーカサス諸国の有識者を我が国に招へいし、また、我が国有識者を中央アジア・コーカサス諸国に派遣し、忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の将来を担う若手外交官や青年を招へいする。</p> <p>これにより、中央アジア・コーカサス各国との人的、知的交流を促進させることは、二国間関係の強化に寄与する。</p>			5-1 5-2
	14 (7)	14 (3)	14 (0.1)	10 0038

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。